

第三條 新資金決済法第六十三條の三の規定の例により、その申請を行うことができる。
 (改正法附則第八條第二項の規定による新資金決済法の規定の読替え)

第四條 改正法附則第八條第二項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合には、新資金決済法第六十三條の二の登録を取り消す」とあるのは「仮想通貨交換業の全部の廃止を命ずる」と、新資金決済法第六十三條の二十一中「第六十三條の二の登録が取り消された」とあるのは「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた」とする。
 (改正法施行日前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為)

第五條 新資金決済法第八十七條の認定を受けようとする者(新資金決済法第二條第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者が設立した一般社団法人に限る)は、改正法施行日前においても、新資金決済法第八十七條の規定の例により、その申請を行うことができる。
 (犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用に関する経過措置)

第六條 改正法附則第十四條の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号。以下この条において「新犯罪収益移転防止法」という)第二條第二項第三十一号に掲げる者(以下この条において「新規特定事業者」という)が、改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法第四條第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第四項(同条第一項に係る部分に限る)の規定による確認に相当する確認(当該確認について新犯罪収益移転防止法第六條第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。以下この条において「新犯罪収益移転防止法相当確認」という)を行っている顧客等(新犯罪収益移転防止法第二條第三項に規定する顧客等をいう。以下この条において同じ)との間で行う改正法施行日以後の取引(次の各号のいずれかに該当する取引を含む)であつて、当該新規特定事業者(第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の新規特定事業者)が、新犯罪収益移転防止法第二十三條第二項の主務省令(以下この条において単に「主務省令」という)で定めるところにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとつたもの(当該取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る顧客等又は代表者等(新犯罪収益移転防止法第四條第六項に規定する代表者等をいう。以下この条において同じ)になりすましていた疑いがあるもの、当該新犯罪収益移転防止法相当確認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む)との間で行うもの、疑わしい取引(第八條の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下この条において「新犯罪収益移転防止法施行令」という)第七條第一項に規定する疑わしい取引をいう。次項において同じ)その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く)については、新犯罪収益移転防止法第四條第一項の規定は、適用しない。

一 当該新規特定事業者が他の新規特定事業者に委託して行う改正法施行日以後の新犯罪収益移転防止法施行令第七條第一項第一号に定める取引であつて、当該他の新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等との間で行うもの
 二 当該新規特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の新規特定事業者の事業を承継した場合における当該他の新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等との間で行う改正法施行日以後の取引(当該他の新規特定事業者が当該新規特定事業者に対し当該新犯罪収益移転防止法相当確認について作成した新犯罪収益移転防止法第六條第一項に規定する確認記録に相当する記録を引き継ぎ、当該新規特定事業者が当該記録の保存をしている場合におけるものに限る。)

2 新犯罪収益移転防止法第二條第二項に規定する特定事業者(新規特定事業者を除く)が新規特定事業者に委託して行う改正法施行日以後の新犯罪収益移転防止法施行令第七條第一号に定める取引であつて、当該新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等との間で行うものであつて、当該新規特定事業者が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとつたもの(当該取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る顧客等又は代表者等になりすましていた疑いがあるもの、当該新犯罪収益移転防止法相当確認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む)との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く)については、新犯罪収益移転防止法第四條第一項の規定は、適用しない。

貸金業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十八号

貸金業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)の一部を次のように改正する。
 第一條の二第六号中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号イ中「」に属する他の会社等」を「以下イにおいて同じ)に属する他の会社等(当該会社等を含む同一の会社等の集団に属さないこととなつた他の会社等(当該同一の会社等の集団に属さないこととなつた日において当該同一の会社等の集団に属していた期間が一年を経過していないものを除く)であつて、当該同一の会社等の集団に属さないこととなつた日から一年を経過しないものを含む)」に改め、同号ロ中「当該他の会社等」を「がその」に、「ものに限る。」を「他の会社等であつて、当該会社等」に改め、同号に次のように加える。

ハ 当該会社等の親会社等(会社等の総株主又は総出資者の議決権の全部を保有する会社等をいう)がその総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有する他の会社等であつて、当該親会社等を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三